

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としており、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であると認識しております。

また、Transparency(透明性)という当社の企業理念の下、法律に規定される情報開示にとどまらず、自ら企業理念・文化・経営戦略・ビジネスモデル・将来の価値創造に向けたビジョン等を積極的に開示し、当社の企業価値を巡る根源的な考え方を示すことで、ステークホルダーとの相互信頼を醸成し、中長期的な企業価値の向上の共創を目指しております。

当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応するとともに、社会的に公正な企業活動に努めております。このような企業活動を推進するためには、意思決定プロセスを明確にする文化、チェック・アンド・バランスが機能する組織体制、事業を遂行する会議体、透明性の高い業績評価及び内部統制システムを整備することに加え、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたり、「経営の実効性と公正性・透明性」を重視しております。当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に監査権を有する監査役が公正性と独立の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実に図る体制が、経営の実効性と公正性・透明性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。

この監査役会設置会社の制度の下で、取締役が経営者として職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員の業務執行を監督します。なお、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を1年としております。

また、社会環境・ビジネス環境の変化をいち早く察知し、社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要と考え、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役を積極的に経営に参画させるとともに、専門性に優れた社外監査役による中立かつ客観的な監査により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図っております(取締役6名、監査役3名のうち、社外取締役2名、社外監査役2名)。なお、経営陣の最適な人選、適正な報酬は、経営上重要であるとの考えから、取締役会は社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会の答申を参考に決議しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

現時点で取締役会全体の実効性分析・評価および開示の実績はありませんが、当社は、年に1回程度、年間の取締役会を通しての有用な意見を取りまとめ、取締役会の実効性を分析・評価し、取締役会の運営等の改善に向けた意見交換を行い、その結果を開示することとしております。

参照:コーポレートガバナンス基本方針 1-3-8

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として定め、当社ウェブサイトにて公開しております。(http://weathernews.com/ja/nc/ir/kessan/pdf/governance\_policy.pdf)

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、取引先との関係強化等を目的に、いわゆる政策保有株式を保有する場合があります。この政策保有株式を保有した場合は、毎年取締役会において保有目的・意義を確認します。

政策保有株式に係る議決権行使については、株主総会議案の内容を精査し、株主価値の毀損にあたるか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使します。

参照:コーポレートガバナンス基本方針 2-2-1

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社と取締役との取引(間接取引を含む。)については、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引に該当する場合には、法令に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、各取引内容を調査したうえで、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

参照:コーポレートガバナンス基本方針 2-2-2

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 企業理念、経営戦略・経営計画

当社は「サポーター価値創造」を実現し続けていくことを最高の経営理念としており、「73億人の情報交信台」に向け、現在のステージを「革新性」をテーマとした第4成長期と位置づけ事業を展開しております。詳細の企業理念、経営戦略・経営計画は、当社ウェブページおよび有価証券報告書をご参照下さい。

参照:経営理念(<http://weathernews.com/ja/cprof/principle.html>)  
有価証券報告書(<https://weathernews.com/ja/nc/ir/kessan/yukasyouken.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書の1-1「基本的な考え方」および「コーポレートガバナンス基本方針」に記載しておりますので、ご参照ください。

参照:コーポレートガバナンス基本方針 1-1、1-2

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、固定報酬(定期同額給与)と業績連動報酬から構成しております。固定報酬は求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めております。業績連動報酬につきましては連結売上高の成長率に応じた金銭による報酬及び株式報酬型ストックオプションを支給しております。

当社の取締役に対する金銭での報酬の限度額は500百万円とし、平成21年8月定時株主総会で承認を得ております。また、株式報酬型ストックオプションによる報酬の限度額は200百万円とし、平成26年8月定時株主総会で承認を得ております。

当社の監査役の報酬は、常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、平成21年8月定時株主総会で承認を得た年額100百万円を限度額として固定報酬の額を決定することとしております。

なお、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬のみの支給としております。

役員報酬決定の手続については、取締役会は、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で、社外取締役・社外監査役を含む報酬委員会の答申を参考に決議しております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-6-5

(4) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定を行うにあたっての方針と手続

取締役会は、社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である指名委員会による、取締役・監査役候補者の総合的な評価の答申内容を参考に決議し、株主総会に諮っております。

当社は、以下の選任基準を勘案の上、取締役を選任しております。

- 1、適法性
  - － 欠格事由のない者
  - － 経営の受託者として、善管注意義務・忠実義務を全うできる者
- 2、適格性
  - － 全人格的に優れ（公正・謙虚・明朗闊達・規律・他者実現・負けつぱりの良さ）、経営者としての資質を有し、当社経営に相応の専念・貢献できること
  - － 当社業務・文化への理解・共感できること
  - － 業務遂行に際し、心身ともに健康であること
- 3、専門性・独自性
  - － 専門とする分野における突出した実力（能力・知識・経験）と実績を有すること
  - － 既存概念に囚われることなく、その本質を見抜き、時には創造的な破壊をもって、再創生できる実力と実績を有すること
- 4、独立性・多様性
  - － 率直に疑問を呈し、代替案の提案のできる精神的独立性を有すること
  - － 支配的あるいは利益相反的な関係者ではないこと

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-6-1、1-6-2

(5) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定についての説明

当社は、各役員の選任理由を定時株主総会での選任議案の際に、「株主総会参考書類」で説明するとともに、「有価証券報告書」等において毎年開示を行うこととしております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-6-3

株主総会参考書類 (<https://weathernews.com/ja/nc/ir/supporter/syousyu.html>)  
有価証券報告書 (<https://weathernews.com/ja/nc/ir/kessan/yukasyouken.html>)

【補充原則4-1-1】（経営陣に対する委任の範囲の概要）

取締役会は「経営の実効性と公正性・透明性」を実現するため当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成し、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、取締役が経営者として職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員の業務執行を監督します。また、各監査役は、独任制のもと取締役会に出席し、業務執行の意思決定状況や、取締役の職務の執行に対する監督状況を確認しております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-3-1

【原則4-8】（独立社外取締役の有効な活用）

当社は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にあたり、社外取締役の役割の重要性を認識し、2名程度の社外取締役を選任することとしております。

また、社外取締役が取締役会における議論に積極的に参加するための取り組みとして、週次での社内報の共有や社内イベントへの積極的参加による当社の事業概況の情報共有の充実を図るとともに、社外取締役も参加可能な拡大監査役会を適宜取締役会前に開催することで、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の機会を設けております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-3-6

【原則4-9】（独立役員の独立性判断基準）

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-3-7

【補充原則4-11-1】（取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）

取締役会の構成は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び規模を勘案のうえ、売る（販売・マーケティング・新規事業開拓）・作る（サービス運営・運営開発・インフラ開発）・数える（総務・法務・経理・財務）部門より、当社事業に精通した業務執行取締役を最低各1名ずつ、社外取締役を2名程度選任することとしております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-3-5

【補充原則4-11-2】（取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況）

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況等、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「事業報告」、「株主総会参考書類」、「有価証券報告書」等において、毎年開示を行っております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-6-4

事業報告・株主総会参考書 (<https://weathernews.com/ja/nc/ir/supporter/syousyu.html>)  
有価証券報告書 (<https://weathernews.com/ja/nc/ir/kessan/yukasyouken.html>)

【補充原則4-14-2】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

当社は、各社外取締役及び社外監査役に対し、就任の際に当社の企業理念や事業内容等の全般的な理解をする機会を設けるとともに、半期の事業計画や年数回の社内イベントへの参加等、社内業務の理解促進の場を積極的に用意しております。

取締役については、取締役に求められる役割と法的責任を含む責務を適切に果たすため、就任時に役員の役割・法的責任等の研修を実施し、随時関連法令の研修の機会を設けております。また、自己研鑽の企業理念に基づき、役員自らが時々の当社のテーマに対し必要と判断する研修を自主的に行うことを奨励しております。

参照：コーポレートガバナンス基本方針 1-6-6

【原則5-1】（株主との対話方針）

当社は、適切な情報開示が株式市場の健全性維持に不可欠であることを認識し、情報開示の体制を整えております。情報開示に当たっては金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める規則を遵守しております。

株主・投資家との対話促進の具体的方策としては、対話の責任者を総務担当取締役とし、IR担当部署を中心に社内各部署との密な連携により、当社の取り組みをより正しく理解して頂けるような情報発信を志向しております。個人株主に対しては年2回株主と取締役が直接意見交換する株主サポーターミーティング、機関投資家に対しては年2回の決算説明会およびスモールミーティングを開催しております。機関投資家・証券ア

ナリストによる個別の訪問に際しては、複数名で対応することとしております。  
上記の取り組みを始めとする株主・投資家からのご意見は、適宜取締役会に報告しております。  
インサイダー情報(未公表の重要事実)については、「インサイダー取引防止に関する規程」を設け適切に管理しております。

参照:コーポレートガバナンス基本方針 2-1

2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                      | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------------------------|-----------|-------|
| 一般財団法人WNI気象文化創造センター                         | 1,700,000 | 14.35 |
| 株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート                   | 1,700,000 | 14.35 |
| ウェザーニューズ社員サポーター持株会                          | 376,800   | 3.18  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                               | 360,000   | 3.04  |
| 株式会社千葉銀行                                    | 360,000   | 3.04  |
| 石橋忍子                                        | 353,800   | 2.99  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(ウェザーニューズ役員信託口)           | 327,500   | 2.77  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                   | 221,800   | 1.87  |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY                   | 218,000   | 1.84  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS | 205,100   | 1.73  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明更新

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成26年4月21日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年4月14日時点で次のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

＜氏名又は名称＞ 株式会社三菱東京UFJ銀行  
＜所有株式数＞ 360,000株  
＜発行済株式総数に対する所有株式数の割合＞ 3.04%

＜氏名又は名称＞ 三菱UFJ信託銀行株式会社  
＜所有株式数＞ 133,600株  
＜発行済株式総数に対する所有株式数の割合＞ 1.13%

＜氏名又は名称＞ カブドットコム証券株式会社  
＜所有株式数＞ 14,345株  
＜発行済株式総数に対する所有株式数の割合＞ 0.12%

＜氏名又は名称＞ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
＜所有株式数＞ 86,900株  
＜発行済株式総数に対する所有株式数の割合＞ 0.73%

計  
＜所有株式数＞ 594,845株  
＜発行済株式総数に対する所有株式数の割合＞ 5.02%

3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部          |
| 決算期                 | 5 月             |
| 業種                  | 情報・通信業          |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満   |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満      |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 15 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 村上 憲郎 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 関 誠夫  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

|           |
|-----------|
| 会社との関係(2) |
|-----------|

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                  | 選任の理由                                                                                                                                                 |
|-------|------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村上 憲郎 | ○    | ――                                                            | 企業経営者としての知見、経験を踏まえ、BtoS事業における豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制をさらに強化していただくことを期待し、選任しております。<br>同氏の属性及び当社との関係を鑑み、独立性が確保されていると判断し、独立役員に指定しております。  |
| 関 誠夫  | ○    | 関誠夫氏が代表理事を務めております一般社団法人触れる地球の会に対して、当社は会費等を支払っておりますが、その額は僅少です。 | 企業経営者としての知見、経験を踏まえ、エネルギー分野における豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制をさらに強化していただくことを期待し、選任しております。<br>同氏の属性及び当社との関係を鑑み、独立性が確保されていると判断し、独立役員に指定しております。 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

|                             |
|-----------------------------|
| 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 |
|-----------------------------|

|                  | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会  | 7      | 0       | 2        | 2        | 2        | 1      | 社内取締役   |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会  | 7      | 0       | 2        | 2        | 2        | 1      | 社内取締役   |

【指名委員会】

指名委員会は取締役会の諮問機関で、メンバーは、[社外] 取締役(2名)・監査役(2名)、[社内]代表取締役(2名)・監査役から構成されており  
ます。指名委員会は、取締役会から示された当社の経営陣に新たに参画する取締役・監査役・執行役員の候補者を、その遂行実力、人格等の面  
から総合的に評価し、取締役会へその内容を答申しております。

【報酬委員会】

報酬委員会は取締役会の諮問機関で、メンバーは、[社外] 取締役(2名)・監査役(2名)、[社内] 代表取締役(2名)・監査役から構成されてお  
ります。報酬委員会は、取締役会から示された当社取締役・執行役員の報酬体系・報酬額案について、各取締役・執行役員の実力・実績を基本と  
して役職・責任に応じて客観的な視点から評価し、取締役会へその内容を答申しております。

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名    |
| 監査役の人数     | 3 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続並びに監査結果の概要につき報告を受け意見交換を行います。  
監査役は、期中において会計監査人と四半期毎に意見交換会を開催し、会計監査人の監査計画・監査状況などの報告を受け、有効かつ効率的  
な会計監査及び内部統制監査の遂行について協議をします。また、常勤監査役は効率的な監査の遂行のため内部監査室と都度情報交換を  
行っており、必要に応じて内部監査室及びその他の内部統制関連部署に対して、内部統制システムの状況及びリスク評価などについて報告を求  
めます。

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況                 | 選任している |
| 社外監査役の人数                   | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定され<br>ている人数 | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名     | 属性    | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 木下 俊男  | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 升味 佐江子 | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

| 氏名     | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                   |
|--------|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木下 俊男  | ○        | ――           | 公認会計士としての豊富な経験に加え、グ<br>ローバルな会計、監査業務において幅広い知<br>見を有しており、当社の経営に有用な助言を<br>頂けることを期待し、選任しております。<br>同氏の属性及び当社との関係を鑑み、独立性<br>が確保されていると判断し、独立役員に指定し<br>ております。                   |
| 升味 佐江子 | ○        | ――           | 弁護士としての市民生活における幅広い分野<br>での豊富な実務経験と見識を有しており、当社<br>スタッフの多様な価値観をふまえて会社経営に<br>有用な意見・助言をいただけることを期待し、<br>選任しております。<br>同氏の属性及び当社との関係を鑑み、独立性<br>が確保されていると判断し、独立役員に指定し<br>ております。 |

【独立役員関係】

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 4 名 |
|---------|-----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名の社外役員全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|-----------------------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

業績連動報酬は連結売上高の成長率に応じた金銭による報酬及び株式報酬型ストックオプションを支給します。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役 |
|-----------------|-------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役の報酬を当社の業績と株価に連動させることにより、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲を高めるために、役員報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与しています。付与対象者に割当てる株式報酬型ストックオプションの算出には、前事業年度の連結売上高および連結営業利益の増減率に連動した業績連動テーブルの比率を用います。なお、連結売上高はトールゲート型売上であり、このうち外貨建売上については、前事業年度と同一の為替換算レートを適用するものとします。

【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役及び監査役の報酬等の額については、総額と内訳を事業報告及び有価証券報告書に記載し、これらを当社のウェブサイトに掲載しています。

2015年5月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

役員区分/支給員数/固定報酬/業績連動報酬(ストック・オプション)/支給総額

取締役(社外取締役を除く)/12名/242,607千円/68,919千円/311,527千円

監査役(社外監査役を除く)/1名/9,585千円/－/9,585千円

社外役員/6名/24,000千円/－/24,000千円

合計/19名/276,192千円/68,919千円/345,112千円

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

当社の取締役の報酬は、固定報酬(定期同額給与)と業績連動報酬から構成しています。固定報酬は求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めています。業績連動報酬につきましては連結売上高の成長率に応じた金銭による報酬及び株式報酬型ストックオプションを支給します。

当社の取締役に対する金銭での報酬の限度額は500百万円とし、平成21年8月定時株主総会で承認を得ております。また、株式報酬型ストックオプションによる報酬の限度額は200百万円とし、平成26年8月定時株主総会で承認を得ております。

また、当社の監査役の報酬は、常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、平成21年8月定時株主総会で承認を得た年額100百万円を限度額として固定報酬の額を決定することとしております。

なお、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬のみの支給としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務担当部署にて1名が社外取締役の業務に協力し、必要に応じ社内部署に協力を要請することとしています。監査役室にて1名が社外監査役の業務、監査役会の業務に協力し、必要に応じ社内各部署に対し協力を要請することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜会社の経営上の意思決定、執行監督に係る経営管理組織、その他コーポレート・ガバナンス体制の状況＞

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々と情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としております。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても「真理の前には社長たりともひざまずけ」の方針のもと、必要な情報は誰にでも与えられ、いかなることもオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを『情報民主主義』文化として育てております。また、常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営の理念として『AAC (Aggressively Adaptable Company)』を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っております。

このふたつの方針のもと、運用指針としては、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけております。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚しております。

また、経営の組織体制は、SHOP制(サービス企画・運営・開拓部門)を軸として、SSI制(共同利用インフラ運営・開発部門)、SMS制(直営販売部門)の三者より組成し、これらの各部門が最大に機能を発揮するとともに、相互に啓発する中で、チェック・アンド・バランスを働かせております。

さらに、事業遂行にあたっては、SMART (Service Menu Affirmative Review and Tollgating)月間や、AAC (Aggressively Adaptable Company)会、SSM (Speed & Scope Merit)会等の各種会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行にかかわる役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切履行、および経営の合理化・効率化を推進しております。また、手続きではなく手順(プロセス)を重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認された会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を導ぶ

ことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令厳守の実現を図っております。また、スコアリング委員会を設け、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、内部統制の視点からも社内ルール・法令遵守の状況を相互確認しております。

以上のシステムを担う、個々の役員・従業員の業績に対する評価は、一人ひとりが、「MMCL (My & My Colleague Leader＝私は私と私の仲間のリーダー(自らが行動を見せることにより仲間をリードしていく起業家))」の精神にもとづき、(大)事業方針にそって各人が(小)目標・課題・問題点などを定め、これらを「有言」、テーマを共有化することをこの評価システムの基本としている。3ヶ月毎に役員・従業員により開催されるMME (Matrix Management Evaluation)にて、客観的な市場の目による評価に基づき、全社の目による管理・確認を行っております。また有言・実行に際しては未達成でも評価され、単なる「結果主義」に陥ることなく「プロセスも同様に評価する」と考える透明性、納得性の高い業績評価システムを運営しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

1)会社の機関の内容

a. 取締役会

取締役会は、月1度開催され、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項を決議し、また法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受け、取締役・執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、当社グループのビジネスモデルに通じる業務執行取締役と経営経験が豊かでより広い見識を持つ社外取締役という、社内外の英知を積極的に事業運営に取込むことで取締役会の機能を高めております。

なお当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役との間で、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。

b. 監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

【監査役監査】

当社監査役は、当社グループの業務に深い見識を有する社内監査役と、専門性に優れた社外監査役に監査役会を構成し、取締役の業務執行について業務監査並びに会計監査を行い、取締役会と監査役会が「親しみ合ってなれ合わない」を基本スタンスにそれぞれの機能を果たすことにより、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

監査役は、社外監査役2名（女性1名を含む）を含む監査役3名の体制であります。監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催されます。監査役は、取締役に出席し、議事運営、決議内容等を監査します。監査役は、業務監査として、取締役の職務執行、取締役会等の意思決定、内部統制システムの整備・運用状況を、会計監査として、計算書類及びその会計方針・会計処理等、会計監査人からの報告、並びに企業情報開示の体制などを監査します。

当社監査役のうち、戸村孝氏は、大手鉄鋼会社において経理に関する実務・知見を深め、当社において株式上場準備、役員として経理・財務業務を管掌するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。木下俊男氏は、公認会計士として国内外で長年にわたりグローバルな会計・監査業務の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結しております。

【内部監査】

内部監査室は、社長執行役員の承認に基づき、経営目標の効果的な達成に資することを目的として、内部統制の整備・運用状況を、「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」の観点から評価するとともに、その改善に向けて助言・提言を行います。内部監査結果は、スコアリング委員会と協働で定期的に社長執行役員及び監査役に報告します。

また、財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って内部監査室が独立部門としてグループ全体の内部統制の評価をとりまとめ、スコアリング委員会が確認したうえで最終評価を行っております。評価結果は社長執行役員及び監査役に報告します。

【会計監査】

第29期（平成27年5月期）に係る会計監査業務は有限責任監査法人トーマツによって実施されました。業務を執行した公認会計士は、佐々田博信、勢志元の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者は7名で、その構成は公認会計士4名、会計士補等3名であります。

2)業務執行体制・内部統制体制

当社は、取締役が経営者としての職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役（会）が執行役員の業務執行を監督します。

また、業務執行及び内部統制に係る会議体・委員会を以下のように設置し、社会・ビジネス環境の変化、その結果のリスクの変化に対応しています。

a.業務執行のための会議体等について

当社グループでは、執行役員の監督・責任のもと、社員の経営方針に対するベクトルを合わせ、社内ルールと法令遵守を徹底し、経営課題の適切な遂行および経営の合理化、効率化を図ることを目的に、下記の会議体をもって業務執行を行っております。

(a) SMART (Service Menu Affirmative Review and Tollgating) 月間

毎年3月から5月にかけて、当社グループの経営職(当社の経営を現在または将来になう職種)が参加する各部署、部署間、全社ベースの事業計画作成のための会議や新サービスメニューの発表会であるDEViCo Week (Dream Enthusiasm Vision Concept and Commitment)を開催する期間。

<目的>

当社グループ全体の新年度事業計画の基本方針を各レベルの会議やDEViCo Weekを通じて、検討・確認いたします。最終的にDEViCo Week後のCLIMAX (CLIming to the MAX of Dream)週間において新年度計画作成を完了いたしますが、このプロセスを通じて、年間計画における戦略の確認、経営方針に対するベクトルあわせを行い、グループ全体としてのコーポレートガバナンスにも寄与しています。

(b) AAC (Aggressively Adaptable Company)会

月1度、全ての経営職が参加して実施する会議。

<目的>

AAC会は、SMART月間を通じて作成・確認した事業計画の月次進捗状況を確認する会議で、各市場の市場環境の変化を確認し、前月までの実績数値とこれをベースにした当期計画の進捗と変化を把握するとともに、積極的な対応策を確認しております。この計画に対する市場環境の変化や数値面での実績・計画の変化に係る情報を経営職のリーダーが共有し、グループ全体としての業務の執行に関するベクトルあわせを行なうことにより、グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスにも寄与しています。

(c) EM (Executive Meeting)会

週1度、執行役員（取締役兼務を含む）が参加して実施する会議。

<目的>

業務運営にかかわる意思決定の迅速性を保ち、機動的な運営体制を維持するため、SMART月間、取締役会で確認した事業計画について、運営および販売の現場における実施状況、問題点等の情報を共有するとともに、全社的な業務運営に係るSSM会及び取締役会付議事項の事前審議を行っています。

(d) SSM (Speed & Scope Merit)会

週1度、営業のリーダー、各専門店及びグローバルサービスインフラのリーダー、担当者が参加して実施する会議。

<目的>

当社グループがフォーカスする市場（専門分野＝店）に関する運営を推進するリーダーならびに担当者が事業の進捗状況を確認するとともに、新コンテンツの開発等の投資提案をはじめとする現場の業務展開に対する提案等を議論し、その意思決定に現場のリーダーが参加する場となっております。

(e)その他

上記の他、全社員の参加による経営という理念のもと、会社の重要な方針や方向性を議論または情報共有する場として全社員が参加可能なSF (Staff Forum)会を定期的に開催しております。

b.月次/適宜開催される会議

(a)スコアリング委員会

スコアリング委員会(委員長は総務担当執行役員)は、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、内部統制の視点からも社内ルール・法令遵守の状況を相互確認しております。メンバーは、営業のリーダー、各専門店及びグローバルサービスインフラのリーダーが参加し、原則月に1度開催されております。

(b)ブランディング推進委員会

ブランディング推進委員会(委員長は社長執行役員)は、当社のコーポレートブランドの確立のため、当社が社内外に発信するすべてのコミュニケーションが、当社企業理念と活動の様式にふさわしいものであるために必要なブランディング戦略の策定と、これにもとづく実行計画の策定、実施をおこなっております。

(c)コンティンジェンシー・プランニング委員会

コンティンジェンシー・プランニング委員会(委員長は社長執行役員)は、危機管理を所掌する組織として、当社グループ全体のリスク管理の基本方針を定めるとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める非常設の委員会です。

(d)賞罰委員会

賞罰委員会(委員長は社長執行役員)は、当社役員および社員について、当社企業文化とブランドの点から、これの強化発展に貢献した者に対する表彰と、これに対する不適切行動をおこした者に対する譴責、減給、出勤停止、懲罰解雇等の措置を決定するEM(Executive Meeting)会の常設委員会です。

メンバーは、EM会及びEM会議長より指名を受けた社外役員からなり、賞罰の事案が発生した場合の他、毎月定例会を開催し、候補者の選定をいたします。

3)内部統制システムの強化の取組み

第29期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

第29期事業年度においては、事業年度開始時及び中間時にDEViCo Weekが開催され、当社グループの当期事業計画の戦略の確認及び経営方針に対するベクトル合わせを行っております。

期中ではAAC会は年9回開催され、事業計画の月次進捗状況及び各市場の市場環境の変化を確認するとともに、グループ全体の業務の適切な履行及び合理的・効率的遂行を確認しております。スコアリング委員会は年9回開催され、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する視点から、所定の確認手続きを行っております。

第29期事業年度末の時点で当社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由については、「I.1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照願います。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                                                                                |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 5月末が決算期であることから株主総会は集中日を回避しています。                                                                     |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知の英語版を作成し、コーポレートサイト上で開示しております。                                                                   |
| その他             | 株主の皆様が参加しやすいよう株主総会の開催日を土、日、祝日に設定しています。また、当社に関する理解を深めていただけるよう、株主総会と同日に株主サポーターミーティング及び会社見学会を実施しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                        | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 開催地を選択のうえ、個人投資家向けに説明会を、個人株主向けには株主サポーターミーティングを開催しています。                       | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト、機関投資家の皆様を対象に半期、期末の決算発表時に開催しています(年2回)。                                 | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算資料および動画説明、開示資料、IRスケジュールなど会社ホームページ「株主・IR情報」に掲載。タイムリーに更新しています。              |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IRを担当する部署としてSRコーナー(広報・IR担当)を設置。財務部門と連携して株主、投資家、投資関係者との適切なコミュニケーションを行なっています。 |               |
| その他                     | 機関投資家に対してはスモール・ミーティング等を通じて適宜説明を行なっています。                                     |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                  |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 経営理念「サポーター価値創造」のもとで株主、社員、顧客、地域住民を重要なステークホルダー(当社ではサポーターと呼んでいる)として位置づけるとともに、日常の業務の中でも常に全社員が意識して行動しています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 気象を専門としていることから、業務そのものが社会貢献性の高いものであり、業務・サービスを通じて社会貢献を実践しています。                                          |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 「情報民主主義」の基本原則にのっとり、すべてのステークホルダーに対して可能な限り情報をオープンにすることを定めています。                                          |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、「II.2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」も併せてご参照願います。

2015年5月1日施行の会社法及び同法施行規則の改正、並びに執行役員制の採用を踏まえ、「内部統制システムの基本方針」の見直しを行いました。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- 2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- 3) 業務執行の法令などへの適合を確保するため、取締役会、EM (Executive Meeting) 会、SSM会及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の事前報告を行い、法令違反の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれがある行為・事実を認知した場合、法令違反の防止などの必要な措置を講じる。
- 4) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- 5) 当社グループは、役員・従業員が利用できるコンプライアンス報告・相談ルート「WNIヘルプライン」を複数設置・運用し、通報者の保護に必要な措置を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会、取締役会の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・保管する。
- 2) 経営及び業務執行に関する重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「WNI決裁基準」により、当社の取締役会、EM会、SSM会での決裁事項及びグループ会社での決裁事項を定める。
- 2) 取締役会、EM会、SSM会及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の報告を定期的に行う。
- 3) 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。
- 4) 危機管理を所掌する組織として、コンティンジェンシー・プランニング委員会を必要に応じ招集し、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにするとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項を決議し、重要な業務の執行状況につき報告を受け、監督する。取締役が経営者としての職務の執行・監督をより効果的・効率的に行うために執行役員制を採用する。
- 2) EM会でグループ全体の取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「WNI決裁基準」に定められた重要な事項の確認を行う。
- 3) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- 4) 当社グループは、毎年5月及び11月にDEViCo Weekを開催し、グループ全体としての最適な事業計画を策定する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) グループ全体の業務執行に関する方針・行動基準となる「幕張天気街憲章」を定め、社内イントラネットなどを通じて全従業員の閲覧に供するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施する。
- 2) 内部監査部門である内部監査室が、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループはSHOP制のもと、当社の取締役及び執行役員が、取締役会及びEM会を通じて、グループ全体の重要事項の決定及び子会社の業務執行の監督を行う。
- 2) 子会社の管理に関しては、各々の業務及び子会社を統括する取締役及び執行役員が、子会社の役員・従業員に業務運営方針などを周知・徹底することにより、グループ全体の業務執行の効率性及び業務の適正を確保する。社長室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求める。
- 3) 当社では、取締役会を原則として月1回、EM会を原則として週1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「WNI決裁基準」に基づき、適切に付議・報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1) 監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役室所属の従業員に対する日常業務の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
- 2) 監査役室所属の従業員の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。

(9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項

- 1) 当社グループの役員及び従業員が監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
- 2) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
- 3) 「WNIヘルプライン」の担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- 4) 「WNIヘルプライン」の利用を含む監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じる。

(10) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用などは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、「WNI決裁基準」に基づき速やかに処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役が、取締役及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的にかつ必要に応じ意見交換を実施できる体制とする。
- 2) グループ監査体制を実効的に行うために、監査役が子会社取締役・監査役と定期的に意見交換を実施するとともに、当該国の法規定の有無にかかわらず、全ての子会社でグローバルなネットワークを有する会計監査人と契約する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、経営理念において「社会貢献する全球郷土人」として「自然と共存する豊かな人間社会に貢献することを自らの使命と考え、行動する」ことを目指している。この精神に則り、「全球郷土人」としての社会的責任を全うするため、当社グループは反社会的勢力などとの一切の関係を持たないこととする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備

万一、反社会的勢力からの関係を強要された場合には、法務部門を中心に顧問弁護士、警察などと連携を図り、毅然とした態度で対応する。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |
|-------------|----|

### 該当項目に関する補足説明

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様との共同の利益を継続かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。言うまでもなく、上場会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体のご意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に株券等の大量取得行為の提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そこで、当社としては、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相당한対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、中長期にわたる企業価値を持続・発展させていくことが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、当社の新中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前通り進めてまいり所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記の当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは、上記1. 記載の基本方針に資するものであると考える所存です。

#### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、上記1.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年8月10日開催の第22期定時株主総会において、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成23年8月7日開催の第25期定時株主総会および平成26年8月9日開催の第28期定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新致しました。本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、若しくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（買付等）を行おうとする者（買付者等）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様には当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。具体的には、買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただき、本プランに係る手続の開始後、(1)当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間が終了するまでの間、又は、(2)取締役会により株主意思確認手続が実施された場合には、同手続が完了するまでの間、買付等を開始することができないものとします。買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は対抗措置（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（本新株予約権）の無償割当ての実施）を講じることがあります。本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判断を排するため、(1)株主意思確認手続を実施することにより株主の皆様のご意思を確認するか、(2)当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るか、のいずれかの手続を履することとし、当社取締役会は、株主意思確認手続の結果、又は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社は、上記1.記載の基本方針、上記2.記載の取組み及び本プランの内容を、平成26年7月14日付「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、上記1.記載の基本方針、上記2.記載の取組み及び本プランの詳細については、以下のウェブサイトに掲載している平成26年7月14日公表の当社プレスリリースをご参照下さい。http://weathernews.com/ja/nc/

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### <適時開示体制の概要>

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

#### (1) 決定事実に関する情報開示

当社及び当社子会社にかかわる適時開示の対象となる決定事実につきましては、取締役会に付議・報告又は担当取締役に報告されており、その後、東京証券取引所の規則に従って開示しております。

#### (2) 発生事実に関する情報開示

当社及び当社子会社にかかわる適時開示の対象となる発生事実につきましては、取締役会又は担当取締役に報告され、その後、東京証券取引所の規則に従って開示しております。

#### (3) 決算に関する情報開示

決算情報につきましては、取締役会に付議・報告されており、その後、東京証券取引所の規則に従って開示しております。

#### (4) その他

上記のいずれの情報開示につきましても、情報取扱責任者の確認のうえ適時開示を行っております。また、同開示の際には、当社ホームページへの掲載も行っております。

<参考：会社の各機関・内部統制等の関係図>

